

いじめ防止基本方針

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 1 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 2 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。
- 3 児童一人一人が、達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むよう努める。
- 4 道徳の時間の授業を充実させ、命の大切さについての指導を行う。
- 5 「いじめは絶対に許されないことである」という認識のもと、教育活動全体を通して指導する。
- 6 見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめに加担していることを知らしめる。

さらに、以下に挙げる全校をあげた取組や活動を充実させる。

- ・年間2回の教育相談 ・毎週水曜日に「心の時間」を位置づける。・異学年間の交流を充実させる。
- ・毎月の生活振り返り

いじめの早期発見

- 1 丁寧な日常的な観察を行い、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
 - ・生活協議会等の場における情報の共有 ・全職員で全児童を見守る体制の構築
- 2 「個人面談」「家庭訪問」等で当該児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- 3 「なかよしアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

いじめに対する措置

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- 1 いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。(いじめ対策委員会)
 - ・綿密な情報収集 ・正確な事実の確認 ・児童の身の安全の確保 ・毅然とした態度での指導
 - ・傍観者の立場にいる児童への指導
- 2 各関係諸機関や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ・被害児童の心のケア ・加害児童への対応 ・保護者への指導

重大事態発生の取組

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- 1 事態発生を把握したら、直ちに市教育委員会へ報告する。
- 2 市教育委員会の指導のもと、当該事態へ対処する組織を設置する。(緊急鮑浦子供指導協議会)

(緊急鮑浦子供指導協議会メンバー) 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、育友会会長、生活指導部長、稲佐警察署、連合自治会、育成連絡協議会、学校評議員、子どもを守るネットワーク

- 3 事実関係の確認、再発防止のための調査については、被害児童の保護者の意向を十分に勘案し進める。
- 4 取組の進捗状況や調査結果等は、被害児童及び保護者に対して適切に情報を提供する。
- 5 再発防止について、全職員で確認し、地域とともに対応策が着実に進められるようにする。

飽浦小学校いじめ防止基本方針

いじめとは、当該児童がある一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な「攻撃」を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

そこで本校では、全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

めざす児童像

- ㊦ あったかでやさしい子
- ㊦ くふうしながら主体的に学ぶ子
- ㊦ のびのびとした元気な子
- ㊦ うつくしい心を育む子
- ㊦ らんらんと輝く目でチャレンジする子

いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

【メンバー】

校長 教頭 教務主任 生活指導主任 教育相談担当 養護教諭 当該学級担任

関係諸機関・専門家

- ・長崎市教育研究所
- ・学校評議員
- ・丸尾中学校 SC

育友会・地域との連携

- ・学校の様子の定期的な公開（学校だより、ホームページ、授業参観 土曜参観等）
- ・保護者、地域の声の反映（年2回の学校評価）
- ・家庭・地域と協働（学校行事・集団下校の協働実施）

【協力団体】

学校評議員 子どもを守るネットワーク
連合自治会 青少年育成連絡協議会

関係機関との連携

必要に応じて、各関係諸機関と協力して問題解決に当たる。

【各関係諸機関】

- ・長崎市教育研究所
- ・少年センター補導員
- ・長崎警察署

児童会

児童会運営の一環として、学校生活を向上・発展させるための実践的活動を行う。

【代表委員会】

校内の諸問題について主体的に話し合う。

【各委員会】

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

*いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応（飽浦小学校）

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導担当へ報告

校長・教頭への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

校長・教頭への報告

- 「いじめ対策委員会」での協議を基に、今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 専門家や関係諸機関と連携し、その指導のもと、被害児童の心身のケアに努める。

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめチェックリスト

【学校でのチェックポイント】
☐ 早退、遅刻、欠席が目立ち、表情が暗い。 ☐ 顔や体にあざが見られる。または、腕、足、首などを隠そうとする。 ☐ 頭痛、腹痛、吐き気などを訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。 ☐ それまで付き合っていたグループから急に離れた。交友関係が急に変わった。 ☐ 授業開始時などに、一人で遅れて教室に入ってくる。 ☐ 特定の子が発表すると、笑いや冷やか、無視などがある。 ☐ 給食のデザートを他の子に与えたり、とられたりしている。 ☐ 特定の子の席に誰も座ろうとしない。または、給食当番の時、準備した食器等を周りの子がさわりたがらない。 ☐ グループにしたとき、特定の子と机を離れたがる。 ☐ 休み時間は一人で過ごし、トイレや目の届きにくい場所などからよく出てくる。または、階段の上り下りを繰り返している。 ☐ 休み時間に、特別な用事もないのに職員室や保健室、図書室など、大人の近くにいたがる。 ☐ 友達とよくふざけあっているが、いつも「やられる役」になっている、または、表情が暗く、薄笑いを浮かべている。 ☐ そうじや係活動などは、一人でして居ることが多い、または、後片付けをいつもさせられている。

【家庭でのチェックポイント】
☐ ポケットが破れているたり、ボタンがとれていたりする。 ☐ 服に普通では見られないような汚れがあったり、最近、服装がなんとなく乱れたりしている。 ☐ 持ち物が壊れていたり、なくなったりすることが頻繁にある。かばんや教科書に落書きがされている。 ☐ 買い与えたものが紛失したり、壊されたりしている。 ☐ ナイフなどをかばんやポケットに入れて持ち歩いている。 ☐ 急に金遣いが荒くなったり、お金をねだることが多くなったりする。 ☐ 急に成績や学習意欲が下降している。 ☐ どことなくおどおどしている。感情の起伏が激しくなった。 ☐ 元気がなく、表情がさえない。忘れ物も多くなる。 ☐ 起床や登校が遅くなったり、嫌がったりする。 ☐ 遅刻、早退が増えた。日曜、休日は機嫌がよい。 ☐ 部屋に閉じこもりがち。時々部屋で泣いているようだ。 ☐ 家族と視線を合わせようとしない。 ☐ 顔や体にあざがある。尋ねても原因がはっきりしない。または、腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。 ☐ 友達の話をしなくなる。 ☐ 友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。 ☐ 学校から早く帰宅し、外出しようとしらない。 ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。

年間活動計画

4 月	児童情報の引継ぎ 生活協議会・特支全体会 児童宅確認 なかよしアンケート	5 月	なかよしアンケート 運動会 生活協議会・特支全体会	6 月	なかよしアンケート ネットワークパトロール・通学路安全点検 生活協議会・特支全体会
7 月	生活協議会・特支全体会 なかよしアンケート 個人面談	8 月	平和集会	9 月	生活協議会・特支全体会 なかよしアンケート
10 月	生活協議会・特支全体会 なかよしアンケート	11 月	飽浦フェスタ なかよしアンケート 生活協議会・特別支援全体会	12 月	人権集会 なかよしアンケート 生活協議会・特支全体会
1 月	生活協議会・特支全体会 なかよしアンケート	2 月	なかよしアンケート 生活協議会・特支全体会	3 月	生活協議会・特支全体会 なかよしアンケート 次年度への引継ぎ事項の確認

さまざまな相談機関

相談機関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能時間
こども総合相談（子育て支援課）	095-825-5624	長崎市桜町 6-3	8:45~17:30
長崎市教育研究所 教育相談	0120-556-275	soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~17:00
24時間子供SOSダイヤル （親子ホットライン）	0120-0-78310 なやみ言おう		24時間
こころの電話	095-847-7876	長崎市橋口町 10-22	9:00~16:30